【様式第5号】介護支援専門員登録消除申請書について

自らの意思で登録を消除する場合の手続きです。 消除の処理を行った後、登録消除の通知書をお送りします。

必要書類

下記3点を県高齢政策課あて郵送してください。

【送付先】

兵庫県福祉部高齢政策課 企画調整班 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1

	必要書類	内容
1	申請書 (様式第5号)	記入漏れなどがないか必ずご確認ください。 (署名欄は届出者名で記載してください。)
2	本人確認書類	申請者の本人確認書類(個人番号を含まないもの)を添付してください。 (例:免許証の表裏のコピーなど)
3	介護支援専門員証	有効期間内であっても必ず返納してください。

注意点

【消除について】

当手続きは介護支援専門員としての登録を消除するものです。 消除を行った場合、今後もお仕事に就くことができません。 証の返納手続きと間違えないようご注意ください。

【提出方法】

申請書類や個人番号書類等の郵便トラブルなどについては、当課では責任を負いかねます。 郵送方法は指定しておりませんが、ご不安な方は簡易書留や特定記録などでお送りください。

様式第5号

く 介護支援専門員登録消除申請書 >

氏名 月日 年月日 住所 介護支援専門員証(写真・有効期間などが印刷されたカード)の交付があれば「有」に○を記載する。 登録番号 *8桁の番号 介護支援専門員証 有・無 電話番号 電話番号											
住 所 介護支援専門員証(写真・有効期間などが印刷されたカード)の交付があれば「有」に○を記載する。 登録番号 *8桁の番号 電話番号 電話番号 「重要)											
*8桁の番号											
不供がもった担合に甘木的にメールでで連絡します											
不備があった場合に基本的に メールでご連絡します。 メールアドレス											
ださい。 また、@pref.hyogo.lg.jpからのメールを受け取ることができるよう、迷惑メール設定の変更をお願いいたします。 登録消除を申請する理由 消除を行う理由を記載する。											
が付書類 ・(交付されている場合)介護支援専門員証の原本 ・本人確認書類											
以下、署名してください。 記載漏れが多いので、必ず記入してください。 上記により、介護保険法第69条の6第1号に基づき、届出します。 記入日を記載 兵庫県知事様 氏名を記載											
氏 名											

なお、添付書類である介護支援専門員証を亡失された場合は、

兵庫県知事が発行した介護支援専門員証を亡失しました。 亡失した介護支援専門員証を発見したときは、直ちに返納します。

【注意】書類に不備等があれば、書類は受理できず、お手続きができません。

様式第5号

< 介護支援専門員登録消除申請書 >

											T			
フリガナ	(姓)		コウベ			(名)		ナ=	1	生年	野和 ·平成			
氏 名	(>工/	神戸					花子				O ^年 O ^月 O	日		
住 所	〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通△-△△													
登録番号 *8桁の番号	2	8	9	9	9	9	9	9	介護支援 交付の	専門員証 有無	分 · 無			
電話番号		000-000-0000												
メールアド		koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp												
登録消除を 申請する理由			体	調を	·崩l	ン、f	本力的	内に	困難	なため。)			
添付書類		・(交 [,] ・本 <i>人</i>			いる場	合) が	きません	支援専門	員証の原え	*				

以下、署名してください。

上記により、介護保険法第69条の6第1号に基づき、届出します。

兵庫県知事 様

令和 ◯ 年 ◯月 ◯日

氏 名

神戸 花子

なお、添付書類である介護支援専門員証を亡失された場合は、以下に、署名してください。

兵庫県知事が発行した介護支援専門員証を亡失しました。 亡失した介護支援専門員証を発見したときは、直ちに返納します。

氏名

添付していただく本人確認書類、証拠書類について

各種手続きにおいて、本人確認書類や証明書類が必要となります。 以下の事項にご留意いただき、過不足なく書類をご提出いただきますようお願いします。

【本人確認ができるもの(例) ※すべてコピー。原本不可。】

- ・運転免許証
 - ・パスポート
 - ・年金手帳
 - ・在留カード
 - ・個人番号(マイナンバー)カード(表面)
 - ・国家資格等を有する者については免許証または登録証

【氏名が確認できるもの(例)】

- ・戸籍謄本または戸籍抄本(原本)
- ・運転免許証のコピー(表裏面いずれも必要)
- ・個人番号(マイナンバー)カードのコピー (表裏面いずれも必要。ただし、証を交付しない場合は個人番号情報を隠したもの)

【現住所が確認できるもの(例) ※住所の変更履歴が分かるものに限る】

電子申請の場合、電子申請システム上に下記書類のデータをアップロードしてください。

- ・住民票 (原本)
- ・運転免許証(表裏面いずれも必要)
- · 健康保険証
- ・個人番号(マイナンバー)カード(表面のみ) ※個人番号情報は隠してください。

△ 補足 △

- ・戸籍抄本(謄本)、住民票抄本(謄本)を提出される場合、本人確認書類は不要です。
- ・戸籍抄本(謄本)、住民票抄本(謄本)については、過去6ヶ月以内に発行したものをご提出ください。
- ・個人情報保護の観点から、電子申請システムを用いる手続き(住所変更など)を行う場合、 個人番号(マイナンバー)情報が記載されている書類は提出しないでください。